

平成5年度 所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	147.6万円	234.4万円	363.0万円	515.6万円
1	177.6	277.3	393.0	553.1
2	207.6	320.1	423.0	590.6
3	237.6	358.9	453.0	625.0
4	267.6	396.4	483.0	658.3
5	297.6	433.9	513.0	691.7
6	327.6	471.4	543.0	725.0
7	357.6	508.9	573.0	758.3
8	387.6	546.4	603.0	791.7

児童の年齢についての経過措置

第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子以降	昭和64年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

児童手当・特例給付を受け
ている人は毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。
この届は、毎年六月一日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、六月以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、忘れずに提出してください。
※児童手当の受給資格のある人でまだ手当の受給をしていない人は、認定請求をして下さい。

児童手当現況届けをお忘れなく！

また、他の市町村に住所変更を行った時も、早急に届けでてください。
◎お願い
児童手当の支払事務の電算化に伴い支払金融機関を左記のとおり限定させて頂きますのでそれ以外の金融機関を利用されている人は、お手数でも金融機関の変更をお願いします。
指定金融機関
・ 第四銀行月潟支店
・ 卷信用組合月潟支店
・ 月潟村農協
・ 新潟中央銀行白根支店

保健福祉だより

7月

○事業日程

日	月	日	時間	内容	会場
20	日	20	午後1時30分から	定例健康相談会	東長島センター
21	月	21	午後1時30分から	三歳児健診(内科・歯科)	中之口村
22	火	22	午後1時30分から	受付け	大別当センター
23	水	23	午後2時から	幼児歯科健診	曲通多目的施設
24	木	24	午後1時から	総合健康診(循環器)	木滑多目的施設
25	金	25	午後1時から	結果指導会	東長島センター
26	土	26	午後1時から	親・子・孫 3世代の交流栄養教室	就業改善センター
27	日	27	午後1時から	総合健康診(循環器)	西萱場センター
28	月	28	午後1時から	結果指導会	西萱場センター
29	火	29	午後1時から	総合健康診(循環器)	西萱場センター
30	水	30	午後1時から	結果指導会	西萱場センター
31	木	31	午後1時から	総合健康診(循環器)	西萱場センター

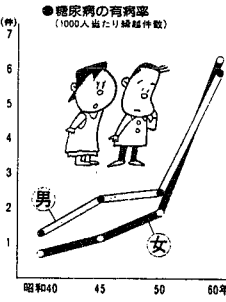
クローバー教室

犬の引き取り日 2日
取り締まり日 9日・23日
犬の引き取り日 2日
取り締まり日 9日・23日

家庭の健康

正しく知ろう糖尿病

糖尿病の原因はこれになりやすい体質にあるといえます。この素質の有無は外見からはわかりませんが、少なくとも血縁者に糖尿病患者がいる人は、インスリン非依存型糖尿病の素質を受け継いでいるとみなくてははいけません。そして、このインスリン非依存型糖尿病になるには、生まれつきに素質だけでなく、引き金(誘因)が加わることが必要です。この誘因には、過食、運動不足、ふとり過ぎ、感染症や外傷などのストレス、ある種のくすり、妊娠などがあると知られています。糖尿病は増えています。素質をもっている人だけでなく人もこの発病誘因に気を配り糖尿病にならないようにしましょう。



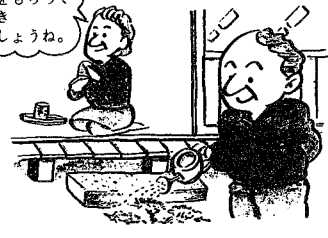
暮らしごと

電気安全

暦の上では六月十一日から入梅となります。これからの季節は、天気予報やニュースで不快指数が話題となります。夏場の快・不快は、気温や湿度との相互関係で左右され、不快指数が七十五以上では、約半数の人が不快感を持ち、更に、七十九に達するほどほとんど全員が不快。さらに上がると、ますます不快感が加わります。
電気設備も温度や湿度の影響によって、一年中での期間が一番絶縁抵抗が低下しています。特殊なものを除き、雨にぬれると漏電や感電などの事故が発生しやすくなります。素人の臨時配線や仮配線のまま使用することは大変危険です。正しく安全な設備で感電事故を防止しましょう。



年金コーナー



老齢基礎年金の繰上げ請求をよく考えて

老齢基礎年金を受け取る年齢は、原則として六十五歳からです。しかし、本人の希望で六十歳以上六十五歳未満の間で繰上げ請求をすることが出来ます。ですが、ここで注意しなければならぬのが、繰上げ請求をするとき、年金額が下表のように減額されることです。そして、支給開始年齢によって決まっている減額の率は、受給権者の一生を通じて変わらないことです。

老齢基礎年金の計算式

$$737,300 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

※加入可能年数は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまでの年数です。
その他ご不明な点は住民課住民係にお問い合わせください。

満額の年金を受けられる人が繰上げ請求する場合

支給開始年齢	年金額	差額
65歳	737,300円	満額支給
64歳	656,200円	△ 81,100円(△11%)
63歳	589,800円	△ 147,500円(△20%)
62歳	530,900円	△ 206,400円(△28%)
61歳	479,200円	△ 258,100円(△35%)
60歳	427,600円	△ 309,700円(△42%)



フキやワケノコ、ワケノコを煮た後の汁(汁)を深めのなべにたつぷりため、ワケノコを入れて水からゆでます。ポイント、ゆでる前に外の皮を、三枚はがし、ワケノコの頭を五センチくらい、薄皮を残す程度で斜めに切り落とします。包丁で縦に一本、筋を入れておくくと火がよぐ通ります。

重曹や米のとぎ汁が一役

とぎ汁の代わりに、米ぬかを使ってもアワガ抜けます。深めのなべの水に、米ぬか一カップを入れて同じ要領でゆでます。ワケノコの大ききにもよりますが、竹くしで根元を刺し、すつと通るまでゆでます。一時間くらいしてゆでます。

